

○全学自己点検・評価に関する規程施行細則

平成 7 年 3 月 28 日

制定

改正 平成 9 年 4 月 1 日

平成10年 4 月 1 日

平成11年 4 月 1 日

平成12年 4 月 1 日

平成14年 4 月 1 日

平成14年 4 月 1 日

平成15年 4 月 1 日

平成16年 4 月 1 日

平成17年 4 月 1 日

平成18年 4 月 1 日

平成19年 4 月 1 日

平成20年 4 月 1 日

平成21年10月30日

平成23年 4 月 1 日

平成25年 4 月 1 日

平成27年 4 月 1 日

平成28年 4 月 1 日

平成29年 4 月 1 日

平成31年 4 月 1 日

令和 2 年 4 月 1 日

令和 3 年 4 月 1 日

令和 4 年 3 月 25 日

(目的)

第1条 この細則は、全学自己点検・評価に関する規程第2条第2項に基づき、同規程の施行に必要な事項を定めることを目的とする。

(全学評価委員会の任務)

第2条 全学評価委員会は、自己点検・評価の目的を達成するために、次の各号に定める事項を審議する。

- (1) 自己点検・評価の方針及び諸規程の制定・改廃に関する事項
 - (2) 自己点検・評価の実施組織等の体制及び組織単位等に関する事項
 - (3) 自己点検・評価の実施項目、実施内容、実施方法及び実施日程に関する事項
 - (4) 自己点検・評価結果の統括及び検証に関する事項
 - (5) 自己点検・評価の結果に基づく報告書の作成及び公表に関する事項
 - (6) 認証評価申請に関する事項
 - (7) その他自己点検・評価に必要な事項
- 2 全学評価委員会は、部門別評価運営委員会の確認を経た「自己点検・評価結果報告書」及び特別問題自己点検・評価実施委員会から提出された「特別問題自己点検・評価報告書」に基づき、点検・評価結果を全学的な観点から検証し、総合的かつ体系的な点検・評価を加えた「全学自己点検・評価結果報告書」を毎年度作成するものとする。
- 3 全学評価委員会は、自己点検・評価の実施体制、実施方法及び評価結果の活用等について定期的に見直しを行い、自己点検・評価制度の改善に努めるものとする。
- (全学評価委員会の構成)
- 第3条 全学評価委員会は、次の各号に掲げる委員及び幹事をもって構成する。
- (1) 各副学長
 - (2) 総務局長及び財務局長
 - (3) 第4条第1号に規定する委員会の委員9人
 - (4) 第4条第2号及び第3号に規定する各委員会から2人ずつ選出された者計4人
 - (5) 第9条第1項第4号に規定する各作業部会の部会長5人
 - (6) 特別問題自己点検・評価実施委員会委員長
 - (7) 幹事若干人
- 2 全学評価委員会に委員長及び副委員長を置く。委員長には教育・研究担当の副学長、副委員長には学生支援担当の副学長、総務局長及び財務局長がその任にあたる。
- 3 全学評価委員会は委員長が招集し、その議長となる。
- 4 委員長に事故があるときは、副学長職にある副委員長がその職務を代行する。
- 5 全学評価委員会が特に必要と認めた場合、特定主題に係る事項を自己点検・評価するため特別委員会を設けることができる。
- 6 全学評価委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求めることができる。
- 7 全学評価委員会の事務所管は、法人企画部とする。

(部門別評価運営委員会の種類)

第4条 全学評価委員会の下に部門別評価運営委員会を置き、その委員会の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 学部等自己点検・評価運営委員会
- (2) 大学院自己点検・評価運営委員会
- (3) 附属研究所自己点検・評価運営委員会
- (4) 大学事務自己点検・評価運営委員会

(部門別評価運営委員会の任務)

第5条 各部門別評価運営委員会は、全学評価委員会の要請に基づき、当該部門ごとに自己点検・評価の実施に必要な事項を審議し、相互に連絡調整をはかる。

2 各部門別評価運営委員会は、第9条に定める各個別機関作業部会から提出された「自己点検・評価チェックシート」についてピアレビューを実施し、「自己点検・評価ピアレビュー実施報告書」を作成する。ピアレビュー結果を記した「自己点検・評価ピアレビュー実施報告書」を個別機関作業部会に返却することにより個別機関作業部会の自己点検・評価作業の実質化に向けたサポートを行うものとする。

3 部門別評価運営委員会は、個別機関作業部会の自己点検・評価の経過及び結果並びに部門別評価運営委員会の審議状況等について、定期的に全学評価委員会に報告するものとする。

(部門別評価運営委員会の構成)

第6条 部門別評価運営委員会は、第9条に規定する各個別機関作業部会の部会長及び幹事若干人をもって構成する。ただし、第4条第4号の委員については、各個別機関作業部会の部会長及び副部会長のほか、幹事若干人をもって構成する。

2 部門別評価運営委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長及び副委員長は委員の互選による。ただし、第4条第4号の委員会においては、各個別機関作業部会の部会長の互選による。

3 部門別評価運営委員会は委員長が招集し、その議長となる。

4 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代行する。

5 部門別評価運営委員会は、必要に応じて複数部門にわたる事項を検討するために小委員会を設けることができる。

6 部門別評価運営委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求めることができる。

7 部門別評価運営委員会の事務所管は、第4条第1号から第2号に関しては教務部、第3号に関しては学術研究推進部、第4号に関しては総務部とする。

(各委員会の成立)

第7条 各委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。

2 各委員会の審議事項を決議するには、出席委員の過半数の同意をもって決する。

(委員の任期)

第8条 各委員会委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。なお、任期途中の欠員補充・交代は、前任者の残任期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、役職による委員の在任期間は当該役職在任期間とし、所属部等選出による委員の在任期間は当該所属部等所属期間とする。

(個別機関作業部会の種類)

第9条 第4条第1号から第4号までに規定する委員会に、個別機関作業部会を置き、その作業部会の種類は次の各号に掲げるとおりとする。なお、各個別機関作業部会の名称及び種類は、別表のとおりとする。

- (1) 第4条第1号に各学部等個別機関作業部会
- (2) 第4条第2号に各研究科個別機関作業部会
- (3) 第4条第3号に各研究所個別機関作業部会
- (4) 第4条第4号に各事務所管別個別機関作業部会

(個別機関作業部会の任務)

第10条 個別機関作業部会は、全学評価委員会が策定した実施要領に基づき、各個別機関作業部会において「自己点検・評価チェックシート」に基づき点検・評価を実施し、「自己点検・評価チェックシート」を部門別評価運営委員会に提出するものとする。

2 個別機関作業部会は、各部門別評価運営委員会による「ピアレビュー実施報告書」に基づき「自己点検・評価チェックシート」の確認を行い、「自己点検・評価結果報告書」を作成し、部門別評価運営委員会に提出するものとする。

(個別機関作業部会の構成)

第11条 各個別機関は、自己点検・評価を実施するに必要な人数を選任し、個別機関作業部会を構成するものとする。

2 個別機関作業部会に部会長及び副部会長を置き、部会長及び副部会長は各作業部会において定める。ただし、第9条第4号に定める各作業部会においては、次の各号に掲げる事務所管の所属長を部会長とし、副部会長は構成員の中から部会長が選任するものとする。

- (1) 別表第4項第1号は学長室
- (2) 別表第4項第2号は総務部

(3) 別表第4項第3号は財務部

(4) 別表第4項第4号は教務部

(5) 別表第4項第5号は学生支援センター

3 部会長に事故があるときは、副部会長がその職務を代行する。

4 個別機関作業部会は部会長が招集し、その議長となる。

5 個別機関作業部会の事務所管は、当該個別機関作業部会が属する部門別評価運営委員会の事務担当部局とする。ただし、第9条第4号に定める各作業部会の事務所管は次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 別表第4項第1号は学長室

(2) 別表第4項第2号は総務部

(3) 別表第4項第3号は財務部

(4) 別表第4項第4号は教務部

(5) 別表第4項第5号は学生支援センター

(個別機関作業部会の成立)

第12条 各作業部会は、構成員の3分の2以上の出席をもって成立する。

2 各作業部会の審議事項を決議するには、出席構成員の過半数の同意をもって決する。

(構成員の任期)

第13条 各作業部会構成員の任期は、2年とし、再任を妨げない。なお、任期途中の欠員

補充・交代は、前任者の残任期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、役職による構成員の在任期間は当該役職在任期間とし、所属部等選出による構成員の在任期間は当該所属部等所属期間とする。

(改廃)

第14条 この細則の改廃は、全学評価委員会及び全学教授会の議を経て、学長がその意見を聴き、これを行う。

附 則

この細則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成21年10月30日から施行する。

附 則

この細則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この細則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 人文科学研究科仏教学専攻の令和2年度及び令和3年度の自己点検・評価は、仏教学研究科自己点検・評価作業部会において行うものとする。

附 則

この細則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和4年4月1日から施行する。

別表

1 学部等自己点検・評価運営委員会

- (1) 仏教学部自己点検・評価作業部会
- (2) 文学部自己点検・評価作業部会
- (3) 経済学部自己点検・評価作業部会
- (4) 法学部自己点検・評価作業部会
- (5) 経営学部自己点検・評価作業部会
- (6) 医療健康科学部自己点検・評価作業部会
- (7) グローバル・メディア・スタディーズ学部自己点検・評価作業部会
- (8) 総合教育研究部自己点検・評価作業部会
- (9) 教職課程自己点検・評価作業部会

2 大学院自己点検・評価運営委員会

- (1) 仏教学研究科自己点検・評価作業部会
- (2) 人文科学研究科自己点検・評価作業部会
- (3) 経済学研究科自己点検・評価作業部会
- (4) 商学研究科自己点検・評価作業部会
- (5) 法学研究科自己点検・評価作業部会
- (6) 経営学研究科自己点検・評価作業部会
- (7) 医療健康科学研究科自己点検・評価作業部会
- (8) グローバル・メディア研究科自己点検・評価作業部会
- (9) 法科大学院自己点検・評価作業部会

3 附属研究所自己点検・評価運営委員会

- (1) 禅研究所自己点検・評価作業部会
- (2) 仏教経済研究所自己点検・評価作業部会
- (3) 法学研究所自己点検・評価作業部会
- (4) 司法研究所自己点検・評価作業部会
- (5) 応用地理研究所自己点検・評価作業部会
- (6) ジャーナリズム・政策研究所自己点検・評価作業部会
- (7) 経理研究所自己点検・評価作業部会
- (8) 仏教文学研究所自己点検・評価作業部会
- (9) 医療健康科学研究所自己点検・評価作業部会

4 大学事務自己点検・評価運営委員会

- (1) 学長室関係自己点検・評価作業部会（学長室）
- (2) 総務関係自己点検・評価作業部会（総務部、秘書室、法人企画部、人事部、玉川校舎事務室、教育振興部、募金事務室）
- (3) 財務関係自己点検・評価作業部会（財務部、管財部）
- (4) 教育・研究事務関係自己点検・評価作業部会（教務部、入学センター、図書館、総合情報センター、コミュニティ・ケアセンター、禅文化歴史博物館、学術研究推進部）
- (5) 学生支援事務関係自己点検・評価作業部会（学生支援センター、キャリアセンター、国際センター事務室、保健管理センター事務室）